

広報

Nakagusuku

なかぐすく



URL <http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp>

No. 137
2006.3.20



住民登録16,000人目に池原誠ちゃん(津覇)



中城村成人式

はばたけ！新成人

成人の日の前日にあたる一月八日、中城村成人式が吉の浦会館で盛大に行われ、二七一名の新成人の輝かしい門出を祝いました。

式典で新垣清徳村長は「人との出会いは人生を左右するほど大きなもの。真の友情を得、有意義な人生を送ってください」とあいさつ。また、比嘉明典村議会議長は「激動の時代に生きる新成人には積極的に社会に参加してもらいたい」と中城村を担う若者の活躍を期待した。青年会を代表して比嘉聡会長は「困難な状況の中でこそ、協同の精神をもって友と協力しあい様々な分野で活躍してほしい」とあいさつしました。

新成人を代表して伊佐常秀さんは「大人として社会に迎えられた以上、社会に対し責任ある生き方をしなければならぬ」と決意を表しました。

その他、中学校時代の恩師のビデオレターが上映されると、なつかしい顔に歓声上がり、新成人等は激励の言葉を真摯に受けとめていました。



多大な功績が認められる 日P賞に比嘉義男さん、県P賞に比嘉和枝さん



▲ 右から、新垣清徳中城村長、比嘉義男さん、比嘉和枝さん、田畑静夫県P連会長

日本PTA全国協議会賞（日P賞）を受賞した比嘉義男さん（伊舎堂）と沖縄県PTA連合会長賞（県P賞）を受賞した比嘉和枝さん（久場）の受賞祝賀会が二月十八日、吉の浦会館で開かれました。

比嘉義男さんは、PTA活性化のためリーダーとして活躍し、多大なる貢献をしたとして日P賞を受賞。また、比嘉和枝さんは、積極的にPTA活動に参加し明るい学校づくりに努め学校教育に大きく貢献したとして県P賞を受賞しました。

祝賀会で新垣村長は「お二人の活躍は、中城村PTAの質の高さを表している。今後も地域のリーダーとして活躍してもらいたい」とあいさつしました。また、比嘉義男さんは「今後も村の教育のためにできることをしていきたい」、比嘉和枝さんは「当たり前前の活動をしてきたことが表彰され、驚きと同時に嬉しい」と受賞を喜んでいました。

初めての雪に興奮

「福岡県方城町との交流」

二月三日から二泊三日の日程で中城村子ども会の小学生十四名が福岡県方城町を訪れました。

方城町は、自治体名に同じ「城」という文字が縁で平成七年から交流を続けています。

児童等は方城町の子どもの家にホームステイし、家族との交流を図りました。

対面式では、沖縄の伝統芸能である琉球舞踊やエイサーを披露したほか、方城町の児童による和太鼓の迫力ある演奏で歓迎されました。



初めての雪を体験=英彦山▶

▼歓迎会=地域交流センター



交流を終えて、玉那覇幹也さん（中小五年）は「雪をみるのは初めて。思ったよりふわふわしていた。友達と雪合戦をしたのが楽しかった」と思い出話をしてくれました。また、仲真瞳さん（中小六年）は「方城町は寒かったけど、楽しすぎて寒さは忘れていた。友達もでき、さっそく文通もしている」と嬉しそうに話しました。夏の再会が楽しみです。

手紙の交換を約束

「千葉県旭市との交流」

村内の小学生十名が昨年十月に友好交流町村として宣言を交わした旭市（旧飯岡町）を訪れました。

旧飯岡町とは、平成十年から毎年夏と冬に児童の交流を行っており、今年も二月十五日から二泊三日の日程で行われました。

旭市を訪問した児童等は、伊藤忠良旭市長をはじめ、飯岡地区の子どもたちから熱烈的な歓迎を受けました。歓迎会では飯岡地区の子どもたちが、飯岡太鼓や寸劇などで会を盛り上げ、中城村の子どもたちもエイサーを披露するなど、地域文化の交流もありました。

翌日一行は、市内観光を楽しんだ後、飯岡小学校、三川小学校を訪れ、レクリエーションと給食交流で交流を深めました。

新垣里莉さん（津覇小五年）は「飯岡町のお友達と手紙の交換を約束した。もっと話をする時間がほしい」と交流事業に参加した感想を述べていました。



▲ 給食交流=千葉県旭市三川小学校

▼ 歓迎会=千葉県飯岡荘



夏の再会が楽しみ!(^.^)!

～千葉県旭市、福岡県方城町児童交流～





平成18年4月、障害者自立支援法が施行されます

福祉サービスの体系はこう変わります(平成18年10月から)

【現行サービス】		【新サービス】	
居宅サービス	ホームヘルプ(身・知・児・精)	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	デイサービス(身・知・児・精)	重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	ショートステイ(身・知・児・精)	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	グループホーム(知・精)	重度障害者包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
施設サービス	重症心身障害児施設(児)	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	療護施設(身)	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	更生施設(身・知)	療護介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
	授産施設(身・知・精)	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	福祉工場(身・知・精)	障害者支援施設の夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	通勤寮(知)	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	福祉ホーム(身・知・精)	自律訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	生活訓練施設(精)	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		就労継続支援(雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
		移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
		地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います
		福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

(注)表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

利用者負担の仕組みはこう変わります(平成18年4月から)

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定)に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費等の実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みとなります。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

●障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯(例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入(例)単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	24,600円
一般	市町村民税非課税世帯	37,200円

●なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

障害に係る公費負担医療は自立支援医療に変わります(平成18年4月から)

これまでの障害に係る公費負担医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)が自立支援医療に変わります。

【現行】	【見直し後】
精神通院医療 (精神保健福祉法)	●支給認定の手続きを共通化
更生医療 (身体障害者福祉法)	●利用者負担の仕組みを共通化
育成医療 (児童福祉法)	●指定医療機関制度の導入
	●医療の内容や、支給認定の実施主体(※)については、現行どおり
	※精神、育成→都道府県 更生→市町村

※現在、サービス等受給中の方については後日、文書・パンフレット等で詳細をお知らせします。

自己負担については原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。また、入院時の食事(標準負担額相当)については原則自己負担。

●なお、世帯の範囲は同一医療保険単位となります。

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入≤80万	市町村民税非課税 本人収入>80万	市町村民税<2万 (所得割)	20≤市町村民税 (所得割)
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限月額 2,500円	低所得2 負担上限月額 5,000円	中間所得 負担上限月額:医療保険の自己負担限度 育成医療の経過措置 負担上限月額10,000円 負担上限月額40,200円 高額治療継続者(「重度かつ継続」) 中間所得層1 負担上限月額 5,000円 中間所得層2 負担上限月額 10,000円	一定所得以上 公費負担の 対象外 医療保険の 負担割合 負担限度額
				一定所得以上 (重症) 負担上限月額 20,000円



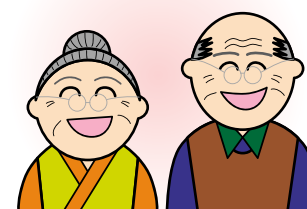
中城村字添石
宇地原桂子さん

宇地原桂子さんは、元気はつらつ大学を皆出席で終了し、閉校式の代表あいさつも努めた。

どの講座も素晴らしかったが、特にウォーキングは講座をきっかけに今も毎日続けているという。また、食事の講座も家族の健康管理に役だったそうだ。友達の輪も広がり、もっといろいろな事を学びたいと思うようになったと話します。

昨年六月二十一日に開校した高齢者大学「元気はつらつ大学」の閉校式が一月三十一日吉の浦会館で行われ、二十三名の受講生が卒業しました。この高齢者大学は、高齢者の生きがいづくりと健康づくり及び社会参加を促進するために国民健康保険事業の一環で開校されました。

講座内容は、ウォーキングやゴルフ、筋力トレーニングなどの健康関係のものからパソコンや三線など趣味の分野、介護保険や中城村の歴史についてなど様々な分野から十六講座が開校されました。この大学は、その名のとおり高齢者が「元気ではつらつ」となる大学。どの受講生も村高齢者大学に参加して心身共に若返り元気になったと話していました。



サンヒルズタウンに公衆用トイレと収納庫が完成

コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を趣旨とする平成17年度コミュニティ助成事業の助成金を活用して、中城サンヒルズタウン自治会が公衆用トイレ及び収納庫等を整備しました。





④定率減税の縮減

平成11年以降、景気対策のための臨時異例の措置として継続されてきた定率減税が2分の1に縮減されます。

平成17年度まで
所得割額の15%
(4万円を限度)を減税

半分に縮減

平成18年度から
所得割額の7.5%
(2万円を限度)を減税

※定率減税は「平成19年度」より、廃止になります。

⑤納税義務を負う夫の妻に対する非課税措置が廃止

納税義務を負う夫と生計を同一にする妻で、同じ市町村内に住所を有する方に対する非課税措置が廃止になります。
(平成17年度から段階的に廃止)

平成17年度まで			廃止	平成18年度から		
妻の均等割	夫が均等割非課税	夫が均等割課税		妻の均等割	夫が均等割非課税	夫が均等割課税
	4,000円	2,000円			4,000円	4,000円

※ 村民税についてのお問い合わせ先 中城村役場税務課 TEL895-2131 まで

平成17年度中城村水道施設整備事業の再評価について次のとおり公告します

中城村水道整備事業の効率的な執行およびその実施過程の透明性を一層向上させるとともに、同事業の適切な実施に資することを目的に行った中城村水道施設整備事業再評価概要およびそれに対する審議結果は以下のとおりであるので公表する。

平成18年1月26日 中城村長 新垣清徳



- 1.評価対象事業 中城村水道第6次拡張事業
- 2.実施主体 中城村
- 3.事業の再評価

①事業採択後の事業をめぐる社会経済情勢の変化

産業状況や地域開発動向、技術開発動向、水質の変化、給水人口や吸水量等の分析を行った結果、本字業の目標年度である平成22年度の給水人口および給水量の見直し値は、水需給構造の変化等による原単位の低迷により、本事業の給水人口・給水量の計画値には至っていないが、平成26年度において、本事業の計画値を上回る推定結果であることから、今後の整備は現計画のとおり進めることが妥当であるとする。

②採択後の事業の進捗状況

本事業は今年度まで配水管整備を中心に工事を行っており、工事進捗率は23.2%と当初計画の46.4%と比較して、遅れている状況である。また、今年度に当初計画の見直しもっており、残る工事は配水池2池築造、これらの送水施設、配水管整備と事業量が多いため、残りの5カ年という短期間で、設計・発注・施工を迅速に行っていく。

③コスト縮減及び代替案立案等の可能性

本村では、これまで配水管の浅層埋設によるコスト縮減を図っており、今後も浅層埋設による工事費縮減を図っていき、施設の重要性、維持管理の容易さを考慮し、施設の安全性を最優先にして可能な限りコスト縮減に努めていく。

④費用対効果分析

配水池整備に関わる事業の費用対便益費(B/C)は1.66、配水管整備事業のB/Cは4.32と、いずれも1.0以上の値を示していることから、当該事業の実施が妥当であると考えている。

4.中城村水道事業の再評価に対する第三者の意見

平成17年10月18日、11月28日、12月28日に中城村水道事業再評価監視委員会にて審議された結果、同委員会より「計画通り事業の実施が妥当であると判断する。」と意見書が提出されている。

5.再評価の結果

①今後の方針・事業を継続する

②継続する必要性

水道事業は、住民に対する衛生的な環境の確保という目的のみならず、社会基盤施設として住民生活、社会活動に必要不可欠なものとなっている。

本村の水道施設の現状は、区画整理地域の配水管整備や老朽施設である本土復帰前施設の更新事業が必要で、また安定給水のため水道施設において、地震等の災害時対策を積極的に行っていく。

中城村水道施設整備事業第6次拡張事業では、計画給水人口19,200人、計画給水量7,650㎥/日の需要水量に対応するため上記施設の整備が必要であり、「良質で清浄な水量を確保し、安定した給水体制の充実」という目標のもと、さらなる水道の質的向上を図っていく必要がある。

また今回の再評価については、第三者からも理解を得て、事業の必要性が認められている。

以上より、今後も本事業を継続していきたい。

平成18年度の村県民税に制度改正があります

現在の社会経済情勢及び財政状況をふまえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、国は毎年税制改正を行っています。

個人住民税においても、地域社会の費用負担を分担するという性格等から課税ベースの拡大に努める見直しが必要であり、また現役世代と高齢者間の税負担の公平を確保するため、65歳以上の様々な税制措置についても見直しが必要であるとの考えに基づき地方税法が改正されました。

①老年者控除の廃止

年齢が65歳以上の方で、合計所得金額が1,000万円以下である場合に所得から控除されていた48万円(所得税は50万円)の**老年者控除**が廃止されます。

平成17年度まで	改正前控除額	平成18年度より	改正後控除額
	480,000円		0円

②65歳以上で合計所得金額が125万円以下の方の非課税基準の見直し

65歳以上の方で合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置は、平成18年度から段階的に廃止となります。

		(村県民税)
平成17年度まで	(非課税)	非課税
平成18年度	(税額の1/3を負担)	税額2/3を減額
平成19年度	(税額の2/3を負担)	税額1/3を減額
平成20年度	(全額を負担)	

③公的年金等控除額の見直し

65歳以上の方に適用されていた公的年金控除額が見直されます。
※**所得金額の算出は、「A×B－C」になります。**

改正前(平成17年度まで)

年齢区分	A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額
以昭和十五 年に生まれ た人	(公的年金等の収入金額の合計額が1,400,000円までの場合は、所得金額は0になります。)		
	1,400,001円から2,599,999円まで	100%	1,400,000円
	2,600,000円から4,599,999円まで	75%	750,000円
	4,600,000円から8,199,999円まで	85%	1,210,000円
	8,200,000円以上	95%	2,030,000円

※所得金額の計算例(年金収入が300万円の場合)
昭和15年1月1日生(3,000,000円×75%－750,000円)＝**1,500,000円**

改正後(平成18年度から)

年齢区分	A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額
以昭和十六 年に生まれ た人	(公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額は0になります。)		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

※所得金額の計算例(年金収入が300万円の場合)
昭和16年1月1日生(3,000,000円×100%－1,200,000円)＝**1,800,000円**



民俗だより

第15号

中城村の葬制 ～奥間を中心～

戦後一時期まで、人が亡くなると埋葬が行なわれました。また、現在のように病院で臨終を迎えるということは一般にはあまりなく、ほとんどの人が自分の家で息を引き取りました。かつては人が死ぬと、墓の掃除から葬具づくり、女性は炊き出しなど葬儀に関わる一切の面倒をムラ人が総出で行ないました。喪家の家畜に与える草刈りなども手伝ったということです。

埋葬が行なわれていた時代には、遺体を納めた棺箱(棺桶)を運ぶ龕ダというものがありました。現在の霊柩車にあたるものでコウとも称され、輿のような形をしています。その龕を数人の青年が担ぎ、ムラ人総出で墓まで練り歩きました。

かつて村内の各部落にはこのような龕があり、そして、龕を納めておく龕屋がありました。しかし、戦後はほとんどが消失し、現在では津覇にしか残っていません。今回は、龕がどのように作られ、使われ

たのか、そして、葬式はどのように行なわれたのかについて、奥間での聞き取りを中心にとめてみました。

一、臨終

自宅での臨終に際して、医者に依頼するようにになったのは戦後からのことで、以前は家族や親戚が脈拍や呼吸、目の瞳孔を調べるなどして死の確認をしました。また、お灸をして何らかの反応の有無を確認かめたようです。

棺箱に納める前に、亡くなった人の体を湯でふき清める湯かんに使用する水は、ムラのウブガーから汲んでくるのが慣わしでした。

二、ダビ(葬式)

ムラから亡くなった人が出ると、その人と同じ班の人々が中心になり、葬式の準備をしました。また、その班の人がソーグ(鐘)を鳴らし、死者が出たことをムラ中に知らせました。

役割としては、前述のとおり墓掃除や葬具作り、食事の世話や炊事、龕担ぎなどがありました。

龕を担ぐのは体力のある青年が選ばれ、その班に役割を担う人がいない場合は、他の班から加勢(応援)してもらいました。葬具としては棺箱や白花、白位牌など

がありました。遺体を納める棺箱は長方形の箱で、杉板を買ってきて、ムラで大工をしている人に頼んで作ってもらいました。また、白花は紙と割り箸を用いて作りました。

ダビは、できるだけその日に行われ、首里あたりから坊さんを頼みました。坊さんを頼むには高額なお金がかかりました。二、三人の坊さんを頼む裕福な家もありましたが、貧しい家は頼むことができませんでした。戒名は、坊さんに書かせることになっていましたが、頼めない家は、ムラで字の上手な人に書いてもらいました。

死者を棺箱に移したら一番座から前庭に用意された龕に乗せて墓へ向かいました。道順は決まっており、奥間では中道(公民館から山手に向かう真っ直ぐの道)を通りました。葬列は旗持ちを先頭に、ヤンメー箱(注一)、ティンゲー(注二)、白位牌、龕、そして親戚や身内と続きました。この時、女の人はバサー(芭蕉着)を裏返しに羽織って参列しました。

その日、各家ではススキを束ねたゲーンや、長い竹の棒をX字形に結んで置きました。また、若者が亡くなると、魂を慰めるために、墓でモーアシビをしたといいます。これは、昭和十七年頃まで行われたようです。

三、戦後の龕作り

埋葬が行われていた時代には、龕はなくてはならないものでした。龕がないムラは、死者が出ると、隣ムラから借りて使用することもありました。

奥間の龕は、戦争で破壊されたため、戦後一、二年くらい経ってから、葬式の時に棺箱だけで担ぐのはどうかということので、龕を作ることになりました。

当時、村内の龕はほとんど戦争で焼失しており、その中で、唯一、津覇の龕だけが残っていました。しかし、それも白蟻による破損がひどく、使いものにならない状態でした。そんななか、終戦直後で人々は極度の栄養失調に陥っており、そのうえマラリアに冒されて、死者が続出しました。しかし、龕もなく、遺体はオーダー(もっこ)に入れて運ぶということしか方法はありませんでした。津覇では、昭和二三(一九四八)年八月に、部落の常会で龕作りが決定され、翌年には龕が完成して

いました。戦後、龕の必要性を痛感した奥間では、津覇の龕を参考に製作することになり、当時、大工をしていた喜屋武盛樽さんに依頼しました。喜屋武さんは津覇自治会長にお願いして寸法を図り、それと全く同じようなものを作ったということです。終戦直後で資材も不足していたため、



龕屋(奥間)



奥間の龕

村内で調達することはできず、那覇に一軒しかなかった材木店まで探しに行きました。しかし、その店にも在庫はなく、県外から取り寄せてもらい、何とか材料を確保し、製作にとりかかることになりました。

戦前に作られた龕は、チャージ(イヌマキ)でできており、しかも漆が塗られツヤがありました。しかし、当時作られた龕の屋根部分はトタンを利用し、赤いペンキを三、四回塗り、剥がれないようにしてありました。ペンキは奥間にあったペンキ屋にお願いして、色の調整をしてもらったということです。

龕が全部仕上がると、喜屋武さんの奥さんの弟に頼んで、お坊さんと蓮の花の絵を描いてもらいました。

龕の完成祝いには、ムラ中の人々が公民館に集まって行われました。

その龕も、その後一、二回ほど使用されました。しかし、火葬の普及によって使われることはありませんでした。その一方で、龕屋の老朽化が進み、中に納められていた龕は風雨にさらされ、そのままにしておくのは惜しいということになり、平成十四年に龕屋を取り壊しました。龕そのものは村教育委員会に寄贈され、大切に保管することになりました。

〈注一〉旗や、ティンゲーなどを納める道具箱。

〈注二〉意を象ったものを棒の先に取り付け、その下に飾りづけをした。これは魔よけとして用いられた。

中城村教育委員会生涯学習課



案内・お知らせ



募 集

国家公務員採用について

★国家公務員Ⅰ種

【受験資格】

- ①S48.4.2～S60.4.1生まれ
- ②S60.4.2以降生まれで
 - (1) 大学卒の者及びH19.3までに大学卒見込みの者
 - (2) 人事院が(1)と同等の資格があると認める者

【受付期間】4月3日～10日

★国家公務員Ⅱ種

【受験資格】

- ①S52.4.2～S60.4.1生まれ
- ②S60.4.2以降生まれで
 - (1) 大学卒の者及びH19.3までに大学卒見込みの者並びに人事院がこれらと同等の資格があると認める者
 - (2) 短大又は高専卒のもの及びH19.3までに短大又は高専卒見込みの者並びに人事院がこれらと同等の資格があると認める者

【受付期間】4月14日～25日

★国家公務員Ⅲ種

【受験資格】

- ①S59.4.2(税務はS61.4.2)～平成元年4.1生まれの者

【受付期間】6月20日～27日

【お問い合わせ】

人事院沖縄事務所調査課
試験担当 **834-8400**
<http://www.jinji.go.jp/okinawa/>

村社会福祉協議会では、
ふれあい総合相談所を
開設しています!!

総合相談 → 毎週月～金曜日
10時～16時
法律相談 → 毎月第1,3火曜
14時～16時
行政相談 → 毎週水曜日
10時～16時
消費者生活相談 → 毎週金曜日
10時～16時

【お問い合わせ】

TEL 895-6788



青年海外協力隊・シニア 海外ボランティア募集

アジア、アフリカ、中南米、中近東などの開発途上国の人々のために、自分のもっている技術や経験を活かしてみたい、という方々のためのボランティア制度です。

応募資格

青年海外協力隊 20～39歳
シニアボランティア 40～49歳
募集期間：4/10～5/20

体験談発表及び募集説明会を次のとおり開催します。

4/17：沖縄産業支援センター
5/8：JICA沖縄
開催時間：14：30～16：30

【お問い合わせ】

JICA沖縄（国際交流センター）
電話 **876-6000**
業務第一チームボランティア担当
<http://www.jica.go.jp>

平成18年度 賞与奨学生募集

1：応募資格

日本国籍を有し、沖縄県内に本籍又は住所を有する者の子弟で、次のいずれかに該当するもの
国内の大学、大学院、専修学校専門課程、高等専門学校に在学している者又は平成18年度4月入学予定のもの

2：募集期間

平成18年3月13日～4月14日
郵送の場合も4月14日必着

【お問い合わせ】

沖縄県国際交流・人材育成財団
奨学課

電話 **941-6744**

FAX **941-6811**

中城村商工会事務局長 (嘱託職員)の募集

1：応募資格

- ①50歳以上～64歳未満
(平成18年4月1日現在)で、中城村内に在住する者。
- ②商工会の組織及び事業運営に関する知識を有する者であって、地方公共団体等の職員として相当の責任ある地位にあった者又は民間企業において、役員又は相当の責任ある地位にあった者。

2：任用期間

任用後1年以内(更新可)

3：提出書類

履歴書

4：応募期間

3月15日～3月31日

【お問い合わせ】

中城村商工会
電話 **895-2136**



安里ヨシ子さん 人権擁護委員に再委嘱

人権擁護委員に、泊出身の安里ヨシ子さんが平成18年1月1日付けで法務大臣より再委嘱されました。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの人たちです。この制度は、日頃地域に根ざした活動を行っている民間のボランティアの人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであり、諸外国にも例をみない制度です。現在、約14,000名の委員が全国の各市町村(中城村2人)に配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局の人権相談や地域などで住民の皆さんからの人権相談を受けるなど、積極的な活動を行っています。

【お問い合わせ】

村役場住民生活課

電話 **895-2131**

固定資産課税台帳の縦覧

地方税法第416条第1項の規定により、平成18年度土地家屋価格等縦覧帳簿について、次のとおり固定資産税の納税者の縦覧に供しますのでお知らせします。

- 縦覧期間 平成18年4月1日～5月31日
(土・日、祝祭日を除く)
- 時 間 午前8時半～午後5時 (昼休を除く)
- 縦覧場所 中城村役場 税務課窓口
※縦覧に際し本人確認ができるものと印鑑をご持参下さい。

◎家屋の増改築や取り壊した場合

固定資産税は、毎年1月1日の現況を基準として課税されます。例えば1月2日に家屋を取り壊しても、その年度は課税されます。また、家屋を取り壊しても届出をしていない、あるいは減失登記をしていない場合、把握できない事があります。家屋の増改築及び取り壊しがあつた場合は、村役場税務課まで届出してください。

◎土地の用途を変更した場合

例えば、宅地、原野を畑、資材置場等にしたとき、又は店舗、工場、事務所等を住宅等に用途を変更したときは、村役場税務課まで届出してください。

【お問い合わせ】

村役場税務課 固定資産係 電話 **895-2131(242)**



学校給食費の納め忘れはありませんか?

平成17年度給食費の納付期限は3月10日までとなっています。学校給食は、保護者の皆さんの納める給食費でまかなわれています。健全な学校給食運営のために、納付がまだの方は、早めに納めて頂きますようお願いします。

【お問い合わせ】中城村学校給食共同調理場

電話 **895-5701**

国民健康保険証の切り替えはお済みですか?

平成18年度の保険証更新について次のとおり予定しています。
ご協力をよろしくお願いします。

- ◎保険料を2月28日までに完納した世帯につきましては、新しい保険証を3月中旬以降にご自宅に宅配します。
- ◎納期を過ぎて納付される世帯、未納のある世帯は3月15日(水)～3月31日までに国民健康保険の窓口で保険証の切り替えを致しましょう。尚、保険料が完納できない世帯は納付相談後の切り替えとなります。

村役場福祉保険課
国民健康保険係
895-2131(252)

村職員給与のあらし（概要版）

①ラスパイレス指数の変動 （各年4月1日現在）

区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
	ラスパイレス指数	ラスパイレス指数	ラスパイレス指数	ラスパイレス指数
中 城 村	93.7	92.4	91.2	92.8
県市町村平均	96.0	95.7	93.4	93.7

（注）ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較演算したもので、**国を100**としたものです。

②職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 （平成17年4月1日現在）

区 分			経 験 年 数		
			10年～15年未満	15年～20年未満	20年～25年未満
一 般 行 政 職	中城村	大学卒	265,400円	303,500円	335,700円
		高校卒	229,000円	277,400円	327,300円
	国	大学卒	308,260円	364,296円	415,544円
		高校卒	247,815円	305,794円	356,090円
	県		採用から10年	採用から15年	採用から20年
		大学卒	272,490円	338,618円	385,052円
高校卒		215,550円	275,239円	340,556円	

（注）中城村と国の数値は採用されてから10～15年、15～20年、20～25年と経験を積んだ場合の平均額で、県の数値は採用から10年、15年、20年と経験を積んだ場合の平均額です。

③職員の初任給の状況 （平成17年4月1日現在）

区 分		中城村	国	県
一般行政職	大学卒	170,700円	170,700円	170,700円
	高校卒	138,800円	138,800円	138,800円
現業職	高校卒	136,000円	136,000円	136,000円

④職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 （平成17年4月1日現在）

区 分	中城村		国		県	
	平均給料 月 額	平均年齢	平均給料 月 額	平均年齢	平均給料 月 額	平均年齢
一般行政職	円 359,700	46.4歳	円 329,728	40.3歳	円 340,600	42.5歳
現業職	円 360,300	47.0歳	円 285,008	48.1歳	円 317,600	45.7歳

⑤職員の期末・勤勉手当の状況 （平成17年4月1日現在）

期 末 ・ 勤 勉 手 当	区 分	中 城 村			国			県		
		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
	6月期	2.10月分	—	2.10月分	1.40月分	0.70月分	2.10月分	1.40月分	0.70月分	2.10月分
	12月期	2.30月分	—	2.30月分	1.60月分	0.70月分	2.30月分	1.60月分	0.70月分	2.30月分
	計	4.40月分	—	4.40月分	3.00月分	1.40月分	4.40月分	3.00月分	1.40月分	4.40月分
	役職段階別加算額	有			有			有		

注）紙面の都合上概要版となっております。詳しい内容は平成18年4月以降ホームページにおいて公表していきますご参照下さい。

⑥特別職の報酬等の状況 （平成17年4月1日現在）

区 分	中 城 村		町村特別職の 給料等の基準額
	給料等月額	期末手当	
給 助 役 料	村 長	716,000円	756,000円
	助 役	580,000円	612,000円
	収入役	H17.4.1廃止	575,000円
	教育長	544,000円	-
報 酬	議 長	309,000円	265,000円
	副議長	263,000円	220,000円
	議 員	243,000円	204,000円

（注）町村特別職の給料等の基準額は、沖縄県町村特別職給与等基準設定審議委員会が沖縄県町村会からの諮問に基づき平成18年1月（平成17年度基準）に答申したものです。（この基準額は人口8,000人から13,000人未満の町村規模を想定して算出）

⑦定員の状況（部門別職員数の状況） （各年4月1日現在）

区 分		職員数 ※（ ）内は対前年増減数		
部 門		平成15年	平成16年	平成17年
一 般 行 政	議 会	3（－）	3（－）	3（－）
	総 務	22（1）	24（2）	22（▲2）
	税 務	9（－）	9（－）	9（－）
	農林水産	8（▲1）	8（－）	7（▲1）
	商 工	—	—	—
	土 木	7（－）	6（▲1）	5（▲1）
	民 生	29（▲2）	28（▲1）	24（▲4）
	衛 生	7（▲1）	7（－）	7（－）
	小 計	85（▲3）	85（－）	77（▲8）
特別 行政	教 育	30（－）	30（－）	27（▲3）
	小 計	30（－）	30（－）	27（▲3）
普通会計計		115（▲3）	115（－）	104（▲11）
公営 企業 等 会計	水 道	6（－）	6（－）	6（－）
	下水道	3（ 1 ）	3（－）	3（－）
	そ の 他	14（ 1 ）	10（▲4）	10（－）
	小 計	23（ 2 ）	19（▲4）	19（－）
合 計		138（▲1）	134（▲4）	123（▲11）

1 3月4日	土 赤口	乳児一般健診（吉の浦会館）	16 3月19日	日 先負	
2 3月5日	日 先勝		17 3月20日	月 仏滅	婦人検診（津覇構造改善センター）
3 3月6日	月 友引		18 3月21日	火 大安	婦人検診（伊舎堂公民館）
4 3月7日	火 先負		19 3月22日	水 赤口	当間、浜ふれあい事業
5 3月8日	水 仏滅		20 3月23日	木 先勝	歯科検診（吉の浦会館）
6 3月9日	木 大安		21 3月24日	金 友引	婦人検診（吉の浦会館）
7 3月10日	金 赤口	ポリオ予防接種（吉の浦会館）	22 3月25日	土 先負	
8 3月11日	土 先勝		23 3月26日	日 仏滅	
9 3月12日	日 友引		24 3月27日	月 大安	
10 3月13日	月 先負	婦人検診（北上原公民館）	25 3月28日	火 赤口	伊舎堂、北上原ふれあい事業
11 3月14日	火 仏滅	南上原ふれあい事業	26 3月29日	水 先勝	
12 3月15日	水 大安	婦人検診（和宇慶公民館）	27 3月30日	木 友引	
13 3月16日	木 赤口	3歳児健診（吉の浦会館）	28 4月1日	金 仏滅	奥間ふれあい事業
14 3月17日	金 先勝		29 4月2日	土 大安	みどりの日
15 3月18日	土 友引		30 4月3日	日 赤口	

※行事日程は、変更することがありますので、あらかじめ確認してからお出かけください。
※5月の行事日程は調整中です。

中城村の人口 平成18年2月末現在

人 口	16,004（－ 7）
男	8,196（ 0）
女	7,808（－ 7）
世帯数	5,604（－ 5）
※（ ）内は前月との比較	

4月・5月連休のごみ収集について

- 5月5日（こどもの日）はごみ収集を行いません。
- 粗大ごみ（伊集～津覇）は5月1日・2日に受付。
5月4日に収集します。
- その他の日については、通常通りとなります。



お問い合わせ：村役場住民生活課 ☎895-2131(222)

排ガス測定結果と関係法令との照合

中城村北中城村清掃事務組合は、ダイオキシン類対策特別措置法及び大気汚染防止法に基づきごみ処理施設「青葉苑」の排ガス測定調査を平成17年8月17日に行いました。その結果どの測定項目とも法令基準に適合していましたので報告します。

試験（採取）日		平成17年8月17日	
調査項目		大気汚染防止法ダイオキシン類 対策特別措置法	
ダイオキシン類	毒性等量 ng-TeQ/m3N	5.0以下	
		1号炉煙突	2号炉煙突
		0.029	0.046



むらの話題 Topics



1月25日 16,000人目の村民に池原誠ちゃん

平成17年12月19日、中城村の住民登録人口が16,000人を達成しました。

記念すべき16,000人目は、字津覇の池原徹哉さんとミドリさん夫妻の3男として誕生した池原誠ちゃん(0歳)。

1月25日に行われた記念証の交付式で新垣村長は「少子化の傾向にある現在に、中城村は平成14年8月の15,000人突破から3年余りの短期間で、1,000人の人口増加があった。人的資源は村の活力となり、これからの中城村の発展に欠かせない。円満な家庭を築いて下さい」と喜びの言葉と記念証を贈りました。

徹哉さんは「5人目の誕生の喜びに加え、さらにこのような記念証もいただき本当にうれしい。今後も家族皆で幸せな家庭を築きたい」とあいさつしました。また、ミドリさんは「まさか自分の子が16,000人目になるとは思わず驚いている。素直で元気な子に育ってほしい」と話しました。



1月10日

ふれあい下校で 児童の安全を確認

登下校の安全確保や親子のふれあいを深めるため、村内の小学校で1月11日、親子ふれあい下校が実施された。

1月10日に移転開校した南上原分校では、1・2年生27人とその父母等が集まり、安全マップで通学路の危険箇所を確認しながら下校した。

安里禮子津覇小学校教頭は「南上原分校は新しく移転したばかりで、危険箇所の確認がまだ。この機会に親子で安全な通学路を確認してほしい。また、不審者の事案はどこでも起きうる。自分の命は自分でまもろう」と話した。



2月5日 気持ちを新たに 新春トリムマラソン開催

新年を迎え、気持ち良い汗を流そうと新春トリムマラソン大会が2月5日、吉の浦運動公園をスタートゴールに行われた。

コースは2km、3.2km、6.2kmの3コース。2kmコースに子ども2人と参加した伊波正人さん(南上原)は「子どもたちは初めての参加でしたが、マイペースで楽しみながら走っていた。来年も参加したい」と話した。

また、成績集計時間にお楽しみイベントとして、沖縄そばや、沖縄ホームルからのソーセージなどのふるまいもあった。

結果は次のとおり。(1位のみ)

【トリムの部】2km=金城美樹、3.2km=又吉勇太、6.3km=比嘉功
【競技の部】2km=石原昌治(1・2年)、砂川夏樹(3・4年)、太田和香葉(5・6年)、3.2km=前川泰輔、6.2km=波平政俊



2月8日

児童の学力向上を考える

家庭・地裁・学校関係の教育に関する取り組みについて実践発表し、本村における学力向上を図ろうと2月8日村学力向上対策実践発表会が中城小学校で行われた。

中城小学校4年生は、視覚障害について学習したことを対話形式でユニークに発表。また、3年生は北原白秋などの詩を群読。迫力ある発表に会場から大きな拍手が湧いた。

親子発表をした山城幸雄さんは「家庭では基本的な生活習慣、心の育成、体験学習を心がけている」と、娘の光さん(小5)も日頃の家庭学習ノートを示し、目標を立てて楽しく学習できる工夫をしていることを発表した。



2月5日 素晴らしい作品が並ぶ 老人文化作品展示会

老人クラブの日頃の成果を一堂に展示発表・披露する「中城村老人文化作品展示会」が2月5日、老人福祉センターで開催された。

会場には手工芸、民具、盆栽、木工芸品、書道、絵画、農産物など約300点が展示された。

その他、昨年に引き続き、知的障害者の授産施設・協同作業所中城睦学園の所員によるさおり織りのかばんや小物、日頃の学習内容の展示も会場の一角で設けられた。

また、村内きっての名人がつくるゆしどうふやふかし芋なども振る舞われ、素晴らしい作品と暖かいおもてなしで、訪れた観客は心のやすまる一時を過ごしていた。



フォトニュース



お世話になった学校へ感謝

津霸小学校の6年生とその保護者等がお世話になった学校へ感謝しようと、3月5日、運動場に設置された遊具と花壇の掃除を行った。遊具には新たにカラフルな色が塗られた。掃除に参加した新垣東麻さん、謝敷正人さん、徳元翔大さんは「多くの思い出が詰まっている学校へ感謝の気持ちを残せてよかった」と話した。

また、卒業生全員の明るい未来を「希望」の文字に託し、記念碑も設置した。

40キロ地点で応援!

2006おきなわマラソンが2月26日、県総合運動公園をスタートゴールに開催された。

40キロ地点の給水ポイントでは村婦人会や多数のボランティアが懸命に走るランナーを応援。また、和宇慶護佐丸太鼓のメンバーもエイサーの演舞で声援を送った。選手等も迫力ある演舞に励まされ、完走目指して残りの力を振り絞り走っていた。



おいしいカレーができたよ

村子ども会は、昨年11月に植えつけ、丹精を込めて作ったじゃがいもを2月19日に収穫した。

この事業は、自然体験と他支部の子ども会との交流、異年齢間の交流を目的に毎年実施されている。

吉の浦会館には多くの親子が集まり、収穫したじゃがいもで作ったカレーライスを皆で楽しんでいた。

参加した第2団地の玉那覇みゆりさんは「自分で作ったじゃがいものカレーはおいしい」と話した。

安全・安心なまちづくり

最近の児童生徒をとりまく悲惨な社会情勢を受け、3月4日南上原自治会は安全パトロールを実施した。

新垣村長、宜野湾署をはじめ、南上原PTA、婦人会、老人クラブなど関係者約50名が参加。

仲村弘一自治会長は「南上原は新しい道路や建物が次々と誕生しめまぐるしい発展を遂げている。安全安心な地域をめざしたい」と話した。



自信作が勢揃い

村内小中なかよし学級8名の合同作品展が2月15日から3日間、吉の浦会館で開催された。

牛乳パックをリサイクルしたハガキやしおり、貝殻で飾り付けた壁掛け、マスコット人形など多数の作品が並んだ。

新垣安美さん(中一)は「二生懸命作ったのでみんなの頑張りが光っています」と話した。

